

下呂市告示第188号

出納員の権限に属する事務の一部の委任について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を出納員(令和 5 年下呂市告示第 120 号に規定する出納員をいう。以下同じ。)に委任せ、さらに出納員をしてその権限に属する事務のうち、別表右欄に掲げる事務を同表中欄に掲げる現金取扱員に委任せた。

令和 5 年 8 月 24 日

下呂市長 山 内 登

別表

施設名称	現金取扱員			委任事務
クリーンセンター	環境部	環境対策課	中川 直哉、土屋 歩 田中紳之助、松井 夕乃	所管に係る徴収金の収納